

資料 5

参考資料（論点 1 関係）

令和元年 1 1 月 2 5 日

第 3 回 「収容・送還に関する専門部会」

出入国在留管理庁

直近3年における難民認定・庇護状況①

直近3年(H28～H30)の難民認定状況について

- 直近3年間に難民として認定された者は90人であり、そのうち初回申請によるものは85人、複数回申請によるものは5人である(5人とも2回目)。
- 上記5人が難民として認定された理由は以下のとおりである。

- ・本国情勢の変化・・・2人
- ・配偶者の難民認定・・・2人
- ・新たな事情の申立て・・・1人

	平成28年	平成29年	平成30年	総計
認定数	28	20	42	90
うち初回申請	26	19	40	85
うち複数回申請	2	1	2	5

※数値は速報値。認定数には、難民不服申立ての結果、難民認定された者を含む。

直近3年(H28～H30)の退去強制令書発付後の難民認定状況について

- 直近3年間に難民として認定された者90人のうち、退去強制令書発付後に難民として認定された者は8人であり、その理由は以下のとおりである。

- ・新たな事情の発生(本国情勢の変化等を除く)・・・3人(うち2人は親子)
- ・本国情勢の変化・・・2人
- ・新たな事情の申立て・・・1人
- ・配偶者の難民認定・・・1人
- ・訴訟の結果・・・1人

	平成28年	平成29年	平成30年	総計
認定数	28	20	42	90
うち退令発付処分後	2	1	5	8

※数値は速報値。認定数には、難民不服申立ての結果、難民認定された者を含む。

直近3年における難民認定・庇護状況②

直近3年(H28～H30)の庇護状況について

■ 直近3年間に難民としては認定されなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認められた者(注)は182人であり、そのうち初回申請によるものは125人、複数回申請によるものは57人である。

■ 上記57人が人道的な配慮を理由に在留を認められた理由は以下のとおりである。

- ・配偶者との婚姻等・・・50人
- ・新たな事情の発生(本国情勢の変化等を除く。)
 - ・・・4人(親1人, 子3人の家族)
- ・本国情勢の変化・・・1人
- ・病気治療・・・1人
- ・配偶者の人道配慮・・・1人

	平成28年	平成29年	平成30年	総計
人道配慮数	97	45	40	182
うち初回申請	73	31	21	125
うち複数回申請	24	14	19	57

※数値は速報値。人道配慮数には、難民不服申立ての結果、難民とは認定されなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認められた者を含む。

(注)難民として認定されなかった者についても、例えば本国の情勢等により帰国が困難であり、又は我が国で在留を認めるべき特別な事情があるときは、当該事情を個々に考慮した上で、人道的な配慮として、我が国への在留を特別に認めている。

直近3年(H28～H30)の退去強制令書発付後の庇護状況について

■ 直近3年間に難民としては認定されなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認められた者182人のうち、退去強制令書の発付後に在留特別許可された者は85人であり、その理由は以下のとおりである。

- ・配偶者との婚姻等・・・78人
- ・新たな証拠の提出・・・3人
- ・訴訟の結果・・・2人
- ・病気治療・・・1人
- ・新たな事情の申立て・・・1人

	平成28年	平成29年	平成30年	総計
人道配慮数	97	45	40	182
うち退令発付処分後	40	26	19	85

※数値は速報値。人道配慮数には、難民不服申立ての結果、難民とは認定されなかったものの人道的な配慮を理由に在留特別許可された者を含む。

世界において庇護申請の多い5か国に係る主要庇護国での庇護状況

■ 我が国においては、難民・避難民の流入が国際問題化している欧州等とは異なり、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が発表しているグローバル・トレンドズにおいて難民・避難民を大量に生じさせているとされる国の出身者からの難民認定申請が少ない。

■ 出入国在留管理庁においては、申請内容を個別に審査の上、難民と認定すべき者を適正に認定している。

	(庇護国)	グローバル・トレンドズ2018						2018年
		オーストラリア	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン	米国	日本
ベネズエラ	申請数	N/A	N/A	404	566	120	26,402	2
	条約難民に認定	N/A	N/A	66	133	*	4,290	0
	不認定	N/A	N/A	189	182	76	5,507	0
	その他の庇護	N/A	N/A	27	36	*	-	0
	認定率	N/A	N/A	23%	38%	1%	44%	0%
	庇護率	N/A	N/A	33%	48%	3%	44%	0%
アフガニスタン	申請数	453	2,087	9,942	10,279	608	N/A	7
	条約難民に認定	1,009	639	1,994	402	1,286	N/A	4
	不認定	295	806	6,143	2,616	4,549	N/A	13
	その他の庇護	-	142	4,130	4,542	714	N/A	0
	認定率	77%	40%	16%	5%	20%	N/A	24%
	庇護率	77%	49%	50%	65%	31%	N/A	24%
シリア	申請数	N/A	919	44,167	4,976	2,504	272	9
	条約難民に認定	N/A	651	17,503	926	330	395	3
	不認定	N/A	50	47	302	186	179	3
	その他の庇護	N/A	*	17,451	2,497	2,493	-	2
	認定率	N/A	93%	50%	25%	11%	69%	38%
	庇護率	N/A	93%	100%	92%	94%	69%	63%
イラク	申請数	264	3,598	16,333	2,346	1,050	258	3
	条約難民に認定	942	359	4,249	811	616	268	0
	不認定	421	1,650	7,364	374	2,621	307	5
	その他の庇護	-	241	2,022	118	187	-	3
	認定率	69%	16%	31%	62%	18%	47%	0%
	庇護率	69%	27%	46%	71%	23%	47%	38%
コンゴ民主共和国	申請数	N/A	189	238	3,977	N/A	601	29
	条約難民に認定	N/A	48	40	511	N/A	196	13
	不認定	N/A	182	166	2,857	N/A	229	14
	その他の庇護	N/A	15	31	104	N/A	-	0
	認定率	N/A	20%	17%	15%	N/A	46%	48%
	庇護率	N/A	26%	30%	18%	N/A	46%	48%

備考:

・左記データのうち、オーストラリア、英国、ドイツ、フランス、スウェーデン及び米国の数値は、UNHCR, 'Global trends 2018 annexes and tables'

<https://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/home/opensslAttachment.zip?COMID=5d0a4b624>から引用しており、「申請数」は「Applied

during 2018」、「条約難民に認定」は「Convention status」、「不認定」は「Rejected」、「その他の庇護」は「Complem. Protect. status」、「認定率」は「Protection rates」の「Ref.status」、「庇護率」は「Protection rates」の「Total」の数値を記載しています。

・左記データは、一次審査のみを対象としています。

・米国はUS Citizenship and Immigration Servicesの結果のみを参照しています。

・「N/A」は申請が100未満の場合です。

・「*」は5未満の場合です。

・「-」は0か参照不可の場合です。

・日本の欄に記載されている数値は、出入国在留管理庁において集計したもの(速報値)であり、日本の「認定率」は、(条約難民に認定)/(条約難民に認定)+(不認定)+(その他の庇護)、「庇護率」は、{(条約難民に認定)+(不認定)+(その他の庇護)}の数値を記載しています。

日本において庇護申請の多い5か国に係る主要庇護国での庇護状況

(庇護国)		グローバル・トレンドズ2018						2018年
		オーストラリア	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン	米国	日本
ネパール	申請数	174	150	N/A	104	N/A	379	1,713
	条約難民に認定	-	*	N/A	5	N/A	82	0
	不認定	80	80	N/A	79	N/A	447	1,759
	その他の庇護	-	7	N/A	*	N/A	-	0
	認定率	0%	1%	N/A	6%	N/A	16%	0%
	庇護率	0%	9%	N/A	10%	N/A	16%	0%
スリランカ	申請数	451	609	319	1,474	N/A	195	1,551
	条約難民に認定	562	60	46	180	N/A	29	0
	不認定	1,801	670	366	1,627	N/A	153	1,080
	その他の庇護	-	8	25	71	N/A	-	3
	認定率	24%	8%	11%	10%	N/A	16%	0%
	庇護率	24%	9%	16%	13%	N/A	16%	0%
カンボジア	申請数	165	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	961
	条約難民に認定	-	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0
	不認定	18	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	273
	その他の庇護	-	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0
	認定率	0%	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0%
	庇護率	0%	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0%
フィリピン	申請数	318	118	N/A	N/A	N/A	141	860
	条約難民に認定	-	*	N/A	N/A	N/A	15	0
	不認定	13	67	N/A	N/A	N/A	88	2,664
	その他の庇護	-	5	N/A	N/A	N/A	-	0
	認定率	0%	3%	N/A	N/A	N/A	15%	0%
	庇護率	0%	9%	N/A	N/A	N/A	15%	0%
パキスタン	申請数	657	2,582	2,211	2,112	343	626	720
	条約難民に認定	676	416	117	47	44	310	0
	不認定	536	1,791	2,479	2,554	142	303	164
	その他の庇護	-	38	73	47	-	-	5
	認定率	56%	19%	4%	2%	24%	51%	0%
	庇護率	56%	20%	7%	4%	24%	51%	3%

備考:

・左記データのうち、オーストラリア、英国、ドイツ、フランス、スウェーデン及び米国の数値は、UNHCR, 'Global trends 2018 annexes and tables' <https://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/home/opendocAttachment.zip?COMID=5d0a4b624> から引用しており、「申請数」は「Applied during 2018」, 「条約難民に認定」は「Convention status」, 「不認定」は「Rejected」, 「その他の庇護」は「Complem. Protect. status」, 「認定率」は「Protection rates」の「Ref.status」, 「庇護率」は「Protection rates」の「Total」の数値を記載しています。

・左記データは、一次審査のみを対象としています。

・米国はUS Citizenship and Immigration Servicesの結果のみを参照しています。

・「N/A」は申請が100未満の場合です。

・「*」は5未満の場合です。

・「-」は0か参照不可の場合です。

・日本の欄に記載されている数値は、出入国在留管理庁において集計したもの(速報値)であり、日本の「認定率」は、{(条約難民に認定)/(条約難民に認定)+(不認定)+(その他の庇護)}, 「庇護率」は、{(条約難民に認定)+(その他の庇護)}/{(条約難民に認定)+(不認定)+(その他の庇護)}の数値を記載しています。

※平成31年4月「出入国在留管理基本計画」より抜粋・要約

これまでの主な取組

ア 難民認定制度の運用の見直し

「第6次出入国管理政策懇談会」及び「難民認定制度に関する専門部会」から2014年12月に提出された報告書の提言を踏まえ、2015年9月、「難民認定制度の運用の見直しの概要」を公表。

① 保護対象、認定判断及び手続の明確化

- ・ 2016年以降の報道発表において、難民認定事例、難民不認定事例及び人道配慮事例を公表し、判断のポイントを明示
- ・ 2017年3月から、親を伴わない年少者等の難民認定手続において、インタビューの際に弁護士等の立会を試行

② 難民認定行政に係る体制・基盤の強化

- ・ UNHCRの協力を得て、各種研修の内容の充実を図るなどして難民調査官等の育成・能力向上
- ・ 出身国情報担当官を複数人指名し、UNHCRの協力の下、出身国情報の収集・共有体制を強化

③ 難民認定制度の濫用・誤用的な申請に対する適切な対応

- ・ 2015年9月から、難民条約上の迫害理由に明らかに該当しない事情を主張するなど濫用・誤用的な申請について、手続の初期段階で振分けを行い、申請人が十分主張を行う機会を確保しつつ、迅速処理を行うとともに、事案に応じて就労制限・在留制限措置を実施
- ・ 申請の振分けについて、案件処理の適正性確保の観点から、外部の専門家で構成される有識者会議による検証を実施

イ 入管法施行規則の改正による制度の見直し

2017年6月、入管法施行規則を改正し、難民認定に係る法務大臣の権限を地方入管局長に委任、再申請用の申請書様式を新設

ウ 難民認定制度の運用の更なる見直し

2018年1月から、正規在留中に申請した者の在留資格「特定活動」に関する運用を含む難民認定制度の運用の更なる見直しを実施

今後の対応方針

ア 真に庇護を必要とする者の迅速かつ確実な保護のための取組

- ・ 難民該当性の的確な解釈による保護対象の明確化
- ・ 待避機会としての在留許可対象の明確化の検討
- ・ 脆弱な申請者へのインタビュー時の代理人等立会の検討
- ・ 濫用・誤用的申請の抑制策の効果を踏まえた更なる対策の検討(再申請事由の制限、送還停止効果の例外等)

イ 第三国定住による難民の受入れ

(略)

在留特別許可の推移について

	①違反審査の受理 件数	②異議申出件数(括弧内 は①と比較した割合)	③在留特別許可数(括弧内 は②と比較した割合)
平成21年	32,661件	6,876件(21%)	4,643件(68%)
平成22年	24,213件	7,949件(33%)	6,359件(80%)
平成23年	20,659件	8,389件(41%)	6,879件(82%)
平成24年	15,178件	6,952件(46%)	5,336件(77%)
平成25年	11,428件	4,226件(37%)	2,840件(67%)
平成26年	10,676件	3,596件(34%)	2,291件(64%)
平成27年	12,272件	3,163件(26%)	2,023件(64%)
平成28年	13,361件	3,078件(23%)	1,552件(50%)
平成29年	13,686件	2,522件(18%)	1,255件(50%)
平成30年	16,269件	2,128件(13%)	1,371件(64%)

(注1)出典:出入国管理統計年報

(注2)各数値は、当該年の新規の件数のみを計上。

(注3)括弧内の割合(%)は、出入国在留管理庁が算出したもの。

出入国在留管理関係訴訟について

概況

■ 出入国在留管理庁に係る行政訴訟等（以下「出入国在留管理関係訴訟」という。）は、我が国に不法滞在等する外国人に対して発付された退去強制令書発付処分の取消しを求める訴訟や難民不認定処分の取消しを求める訴訟がその大半を占めている。

出入国在留管理関係訴訟(本案事件)受理・終了件数の推移

(件)

		平成28年	平成29年	平成30年	
受 理	総 数	277	274	231	
	行政 事件	退去強制手続関係等 取消請求・無効確認等	205	196	167
		在留審査関係不許可処分 取消請求・無効確認等	15	19	17
		在留資格認定証明書不交付処分 取消請求・無効確認等	1	1	1
		難民認定手続関係等 取消請求・無効確認等	50	51	30
		その他	3	2	5
		小計	274	269	220
	民事事件	3	3	11	
	人身保護請求事件	0	2	0	
終 了	総 数	344	320	306	
	うち国の敗訴が確定した件数(注)	8	6	12	

(注) 国の敗訴が確定した判決の概要は別紙のとおり

※平成30年は速報値

平成28年本案敗訴判決確定一覧(8件)

○ 退去強制手続関係取消請求・無効確認等(5件)

	裁判所	事件名	裁判所の判断要旨	確定後の処分
1	名古屋高等裁判所	退去強制令書発付処分等取消請求控訴事件	・本邦に生活基盤を有している。 ・日本人との婚姻意欲は真摯なもの。	在留特別許可 日本人の配偶者等(1年)
2	名古屋地方裁判所	退去強制令書発付処分等取消請求事件	・原告が入管法24条4号イ所定の退去強制事由(資格外活動違反)に該当するということはない。	在留期間更新許可
3	名古屋高等裁判所	退去強制令書発付処分等取消請求控訴事件	・日本人と安定かつ成熟した婚姻関係がある。	在留特別許可 日本人の配偶者等(1年)
4	名古屋高等裁判所	退去強制令書発付処分等取消請求控訴事件	・日本人と安定かつ成熟した内縁関係がある。	在留特別許可 日本人の配偶者等(1年)
5	名古屋高等裁判所	退去強制令書発付処分等取消請求控訴事件	・外国人(永住者)と安定かつ成熟した内縁関係がある。 ・本邦において実子を監護養育する必要がある。	在留特別許可 定住者(6月)

(注)「裁判所の判断要旨」は、判決文を基に出入国在留管理庁においてまとめたもの。

○ 難民認定手続関係取消請求・無効確認等(3件)

	裁判所	事件名	裁判所の判断要旨	確定後の処分
1	名古屋高等裁判所	難民不認定処分取消請求控訴事件	・(原告の個別事情から)原告は入管法にいう難民に該当すると認められる。	在留特別許可 定住者(1年)
2	名古屋高等裁判所	難民不認定処分等取消請求控訴事件	・(原告の個別事情から)原告は入管法にいう難民に該当すると認められる。	難民認定 定住者(5年)
3	名古屋高等裁判所	難民不認定処分取消請求控訴事件	・(原告の個別事情から)原告は入管法にいう難民に該当すると認められる。	在留特別許可 定住者(1年)

(注)「裁判所の判断要旨」は、判決文を基に出入国在留管理庁においてまとめたもの。

平成29年本案敗訴判決確定一覧(6件)

○ 退去強制手続関係取消請求・無効確認等(6件)

	裁判所	事件名	裁判所の判断要旨	確定後の処分
1	名古屋高等裁判所	退去強制令書発付処分等取消請求控訴事件	・日本人との婚姻関係は真摯なもの。 ・不法残留の経緯には汲むべき事情(前夫のDV等)がある。	在留特別許可 日本人の配偶者等(1年)
2	名古屋高等裁判所	退去強制令書発付処分等取消請求控訴事件	・外国人(永住者)と安定かつ成熟した内縁関係がある。	在留特別許可 永住者の配偶者等(1年)
3	東京地方裁判所	退去強制令書発付処分取消請求事件	・外国人(定住者)と安定かつ成熟した婚姻関係がある。 ・本邦において実子を監護養育する必要がある。 ・刑事事件を真摯に反省している。	在留特別許可 定住者(1年)
4	東京地方裁判所	退去強制令書発付処分等取消請求事件	・日本人と安定かつ成熟した婚姻関係がある。	在留特別許可 日本人の配偶者等(1年)
5	名古屋高等裁判所	退去強制令書発付処分等取消請求控訴事件	・外国人(日本人の配偶者等)と安定かつ成熟した婚姻関係がある。 ・本邦において、配偶者の連れ子及び実子を監護養育する必要がある。	在留特別許可 定住者(1年)
6	東京地方裁判所	退去強制令書発付処分取消請求事件	・日本人と安定かつ成熟した婚姻関係がある。	在留特別許可 日本人の配偶者等(1年)

(注)「裁判所の判断要旨」は、判決文を基に出入国在留管理庁においてまとめたもの。

平成30年本案敗訴判決確定一覧(12件)

○ 退去強制手続関係取消請求・無効確認等(10件)

	裁判所	事件名	裁判所の判断要旨	確定後の処分
1	名古屋高等裁判所	退去強制令書発付処分等取消請求控訴事件	・外国人(永住者)と安定かつ成熟した内縁関係がある。	在留特別許可 永住者の配偶者等(1年)
2	名古屋高等裁判所	退去強制令書発付処分等取消請求控訴事件	・外国人(定住者)と安定かつ成熟した内縁関係がある。 ・本邦において、配偶者の連れ子を監護養育する必要がある。	在留特別許可 定住者(1年)
3	名古屋高等裁判所	退去強制令書発付処分等取消請求控訴事件	・日本人と安定かつ成熟した内縁関係がある。	在留特別許可 日本人の配偶者等(1年)
4	名古屋高等裁判所	退去強制令書発付処分等取消請求控訴事件	・外国人(定住者)と安定かつ成熟した婚姻関係がある。	在留特別許可 定住者(1年)
5	名古屋地方裁判所	退去強制令書発付処分取消請求事件	・口頭審理放棄は真意に基づかずにされたものである。	在留特別許可 日本人の配偶者等(1年)
6	名古屋高等裁判所	退去強制令書発付処分無効等確認請求控訴事件	・外国人(永住者)と安定かつ成熟した内縁関係がある。	在留特別許可 永住者の配偶者等(1年)
7	東京地方裁判所	退去強制令書発付処分取消等請求事件	・日本人と安定かつ成熟した婚姻関係がある。	在留特別許可 日本人の配偶者等(1年)
8	東京地方裁判所	仮放免不許可処分取消請求事件	・原告は拘禁性うつ病に罹患しておりその治療のためには収容を解くことが医学的に見て必要かつ相当であった。	仮放免許可
9	東京地方裁判所	退去強制令書発付処分等取消請求事件	・原告Aが送還された場合、本邦と同水準の治療を受けられない。 ・原告Bは、本邦での治療を要する原告Aの看護を必要がある。	在留特別許可 永住者の配偶者等(1年)
10	名古屋高等裁判所	退去強制令書発付処分等取消請求控訴事件	・同国人(永住者)と安定かつ成熟した婚姻関係がある。	在留特別許可 永住者の配偶者等(1年)

○ 難民認定手続関係取消請求・無効確認等(2件)

	裁判所	事件名	裁判所の判断要旨	確定後の処分
1	東京地方裁判所	難民不認定処分取消請求事件	・(原告の個別事情から)原告は入管法にいう難民に該当すると認められる。	難民認定 定住者(5年)
2	東京高等裁判所 (※国が控訴した事件)	難民不認定処分取消等請求控訴事件	・難民該当性を理由に難民不認定処分取消判決が確定している外国人に再度の難民不認定処分をするためには、難民条約における終止条項に該当することを要する。	難民認定 定住者(3年)

(注)「裁判所の判断要旨」は、判決文を基に出入国在留管理庁においてまとめたもの。